

◆ 大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

出典：原告の日記、教授会議事録、原告の録音記録、当事者へのヒアリングをもとに作成

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害		検索 番号
		カリキュラム委員会の実態		
		↓ 教授会の実態		
		↓ ↓ 学部執行部の実態		
1997年 4月 ～ 1999年 3月  濱本泰 後藤一郎 林田修	1997年 4月1日		原告、大学に奉職	1
	10月 17日		教授会：定年をひかえた西口敏子教授が、セクハラを受けたことがあると発言され、その人物はこの席におられる。千葉先生の名誉のために、彼ではありませんと発言され、ビックリする。	2
	11月 21日		教授会：濱本泰学部長から香川尚道教授が特任申請を辞退されたとの報告があった。 (注) この件は数回議論されているが、教授会議事録には記載はない。 樋口克次助教授一人が香川教授の著書は認めがたいと執拗に発言、辞退に追い込む。元学部長の説明では、これは香川学部長体制時の香川教授と樋口助教授との担当科目の確執と思われるとのこと。	3
	1999年 1月8日		教授会：西口敏子教授の退職勧告の是非とその対応をめぐる激しい議論	4
	1月22日		教授会：西口敏子教授が意思表示していない休職の申請を投票で否決する。 続いて、退職に追い込む投票が行われようとする時、長谷川拓三教授の発言により中止される。	5
	2月5日		教授会：西口敏子教授の件でまた一波乱。 二宮正司教授によるセクハラのアカハラの告白を濱本学部長から止められているとのこと。	6
	3月11日		教授会：西口敏子教授の件で大論争、彼女を湯茶室に待機させ、休職に関する投票を行う。 彼女はドアのところで何か叫ばれている。	7
	1999年 3月末		西口敏子教授、退職に際し、二宮正司教授をセクハラで人権委員会に訴える。 ※ 1993年3月9日、「八幸」でセクハラを受け、その後、ストーカー行為に悩んでいたという内容の文書を提出。	8
1999年4月 ～2001年3月 渡辺大介 林田修 伊藤正之	1999年 7月2日		教授会：「特任教員の任用について、当該者は退席し、資料を回覧して特任教員の任用が審議され、特任推薦委員会が任用基準にしたがって推薦した濱本泰教授と千葉勇夫教授の特任任用が承認された。」と教授会議事録に明記されており、投票はされていない。	9
2001年4月 ～2002年3月 二宮正司 樋口克次 今西宏次	2001年 4月		人権委員会は、5400名の学生に学内セクハラアンケートを実施、女子学生と男子学生複数名が二宮正司教授の名前を挙げる。	10
	8月9日		北村實人権委員は二宮正司教授の人権委員会呼び出しに付き添う。 目的は、事実に係わらず学生の訴えがなければ無視できるためであり、当時の渡辺泉学長は学生に再三呼びかけたが無駄であったと、原告が渡辺泉教授より直接聞いている。	11
2002年4月 ～2003年3月 北村實 樋口克次 今西宏次	2003年 1月30日		学部執行部は、樋口副学部長の『カンニング不正行為処分取り消しのお願ひ』に端を発して、学生委員会の決定を教授会の多数決で覆し、樋口ゼミ生のカンニング不正行為を不受験扱いとする。	12
	2月 ～3月		学部執行部は、海外留学中の原告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差替えをする。 ※ 原告へのアカハラの始まり	13
2003年 4月 ～ 2005年 3月  北村實 山田文明 朴泰勲	2003年 4月		樋口克次助教授、学生委員長兼人権委員となる。 ※ この背景には、北村實学部長・理事が二宮正司教授を学生委員長に推すが、セクハラ疑惑の教員を何故学生委員長に推すのかと渡辺泉学長たちの猛反対にあったためとのこと。	14
	12月8日		樋口克次学生委員長、不正行為の承認ルールを変更し、学生委員会の独立性を弱める。 『試験の不正行為者に対する処罰(内規)改定案』	15
	2004年 2月23日		経営学部教授会メンバーに、学部運営の改善を求めて、意見書をメールボックスに投函する。 「教授会議事に関するテープなどのメディアによる記録方法の採用のお願ひ」	16
	2005年 5月7日		教授会：国内留学(4月全休)から復帰された青水司教授が、原告の2月23日配布文書はプライバシーの侵害にあたりと発言、学部執行部と一緒に原告を追求。	17
	7月21日		青水司教授、原告の2月23日配布文書をもとに、原告を人権委員会に名誉毀損で訴える。	18
	2005年 3月4日		教授会：原告は、卒業認定の席上でカンニング不正処理を問いたです。9日の教授会に証拠を出せと学部執行部が発言、原告はそうではないという証拠をだせばよいではないかと反論する。	19
3月9日		教授会：原告のカンニング不正処理の指摘に対し、北村實学部長は門田俊夫前学生委員長の「適正に処理された」というメールを読み上げる。門田教授は経営学部はどんな学部かと激怒しているが。 (注) 門田学生委員長のカンニング不正処理に関する文書を参照のこと。	20	
2005年 5月9日	2005年 5月9日		二宮正司学部長は、調査会社のサイバーブレインズから吉井宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い合わせるといった行為をする。 ※ 原告の名前がある以上、常識としてまず原告に問い合わせるべきであり、越権行為であると指摘するが、先方に問い合わせることは越権行為ではない、二宮正司学部長の権限の範囲であると主張する。	21
	6月21日		青水司教授、原告の2月23日配布文書をもとに、原告を人権委員会に名誉毀損で訴える。	22
	7月1日		全学教員集会：北村實副学長の司会のもと、重森暁学長から、里上讓衛教授の特任を認めない趣旨の説明があった。 ※ これにより、特任教員任用規程が改正され、任用基準に「本学教員としてふさわしい活動を行ってきた者」という項目が新規程に追加される。	23

◆ 大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

出典：原告の日記、教授会議事録、原告の録音記録、当事者へのヒアリングをもとに作成

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害		検索 番号
		カリキュラム委員会の実態	教授会の実態	
2005年 4月 ～ 2007年 3月  二宮正司 樋口克次 関口倫紀  北村實 副学長	9月24日		人権委員会から、 <b>樋口克次助教授</b> が名誉毀損の訴えを取り下げたとの連絡がある。	24
			<b>吉井</b> は、理事会・評議会に『教員活動評価に関する規程と"パワハラ"に関する資料』を提出、経営学部の組織改革を求める。	25
	12月 16日		臨時教授会： <b>樋口克次カリキュラム委員長</b> が新基準をつくり、コースの必須科目であるにもかかわらず、 <b>原告</b> の担当科目のコマ数を1コマを減らす。 全学の教務委員長である <b>本田教授</b> および事務方の四方教務部長に確認すると、教務委員会としてはルールはないとのこと。	26
	2006年 1月21日		理事会から <b>原告</b> に対し、2月3日までに回答せよという質問状が送られてくる。 理事会には <b>原告</b> の調査委員会が設置される。	27
	2月13日		合同教授会：人間科学部の元教養の先生方の他学部への再配置の議論があり、全教員が対象となる。 その後、これを利用して、 <b>二宮正司学部長</b> がしつこく教授会で他学部への移動希望者を募る一方、 <b>原告</b> に対しては人間科学部の <b>松田幸弘教授</b> より人間科学部への移動の誘いがくる。	28
	9月21日		教授会： <b>原告</b> は、 <b>原告</b> を名誉毀損で訴えた時に、人権委員会に設置された調査委員会の調査委員を務めた事務職員の懲戒免職の理由について質問する。 ※ <b>樋口克次助教授</b> のゼミ生の発言「セクハラで退職した教員がいる」をもとに、6月12日、 <b>北村實副学長</b> ・ <b>理事</b> と <b>高橋努理事</b> が事情聴取、翌日から大学に来てはいけない、誰にも相談してはいけないと申し渡す。 8月、 <b>伊藤正之組合執行委員長</b> が組合をあげて支援するが退職に追い込まれる。 9月、 <b>原告</b> が本人に電話すると、 <b>樋口克次助教授</b> の名誉毀損の訴えを退けて、 <b>原告</b> の行為は名誉毀損に当たらないとしたことが原因のようだと言われる。	29
2006年 10月 27日		教授会：教員評価制度の試行に際し、 <b>渡辺大介教授</b> が講義資料を配布、何故評価が0点かと怒りの発言をする。 <b>伊藤裕人</b> 、 <b>鈴木滋</b> 、 <b>池野重雄</b> らも同様の意見である。 ※ <b>学部執行部</b> は教員評価制度を利用して、昇格人事や給与にまで影響力をもとうとする動きが窺われることから、反対意見が多くだされた。	30	
2007年4月 ～ 2008年3月 渡辺大介 後藤一郎 伊藤裕人	2007年 4月		<b>井形浩治教授</b> 、 <b>池島真策教授</b> が経営学部教授として着任する。	31
	7月6日		教授会： <b>北村實</b> 、 <b>二宮正司</b> が <b>伊藤正之</b> の講師の助教授昇格人事をくどく迫及する。 ※ <b>渡辺</b> 学部執行部は <b>伊藤正之</b> の講師を准教授に昇格させるために、審査委員長を <b>樋口克次准教授</b> にしたが、突然、12月に審査委員長を降り、昇格人事が見送られることになった。 ※ <b>樋口克次助教授</b> は <b>原告</b> を名誉毀損で訴えたが、名誉毀損には当たらないと退けて退職に追い込まれた事務職員の身分を守るために <b>伊藤正之</b> の組合委員長として事務職員の支援をしたという経緯がある。	32
2008年4月 ～2009年3月 北村實 井形浩治 木村琢磨	2008年 5月9日		教授会： <b>北村實学部長</b> は、中小企業経営研究所の任期中の委員、 <b>池野重雄准教授</b> の委員外しをする。 <b>江島由裕教授</b> のほうに相応しいという理由に <b>伊藤裕人教授</b> らが異議を唱えるが、 <b>北村實学部長</b> は途中変更もありうると、後日、強行する。	33
	7月18日		教授会： <b>伊藤正之</b> の講師の准教授昇格人事が無事、2名の反対のもとで承認される。 この直後、 <b>原告</b> は発言する。専門外の教員の講評は当事者には失礼にあたる、昨年度の人事が何故遅れたのか、その原因を明らかにしていただきたい、ということ。	34
2009年 4月 ～ 2010年 3月 北村實 井形浩治 田中健吾	2009年 6月27日		<b>原告</b> の研究室で、 <b>女子学生</b> の質問と相談にのる。 講義終了後、思わない発言がとびだす。 <b>経営学部</b> の教授にセクハラされ、平等文博教務委員長(人間科学部准教授)に相談したところ、セクハラ行為と思われるから人権委員会に訴えるか、それを押しのける強い意思をもつ、その先生には近づかないようにと言われた。 男子学生には評判がよく、訴えても周りには信じてもらえないような気がするから訴えることはやめたが、数ヶ月モンモンとしたとのこと。	35
	2010年 1月15日		臨時教授会： <b>吉垣実准教授</b> が、教授昇格審査を自ら辞退する。 ※ これは2009年11月27日の教授昇格人事で審査に入るか否かの投票(賛成21票、反対6票：計33名)があり、反対の6名が北村グループの教授陣であれば昇格不可となるためと思われる。 ※ 甲第11号証、2012年10月15日、特任辞退を迫った <b>被告井形</b> と <b>原告</b> のやりとりのうち、42ページと43ページを参照のこと。	36
	2010年 10月 22日		教授会：「2011年特任教員任用について、 <b>二宮正司教授</b> を大阪経済大学特任教員Aとすることを承認した。」と教授会議事録に明記している。 ※ 出席者複数名は議論も投票も何もなかったとのことである。	37
			教授会： <b>北村實経営学部長</b> の辞任に伴い、 <b>井形浩治副学部長</b> が学部長に選出される(在籍者33名に対し、 <b>井形浩治教授</b> 27票)。	38
	2011年 4月8日		教授会：人間科学部から <b>門田俊夫教授</b> の経営学部への移動申請を <b>北村實教授</b> が反対、中止になったという事実を聞く。 ※ 学内での影響力の強い人物を経営学部を迎えることは <b>学部執行部</b> としては避けたいということである。	39

## ◆ 大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

出典：原告の日記、教授会議事録、原告の録音記録、当事者へのヒアリングをもとに作成

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害		検索 番号
		カリキュラム委員会の実態		
		教授会の実態		
		↓ 学部執行部の実態		
井形浩治 池島真策 吉野忠男  ※2010年 10月より 井形 学部長  ※同11月 26日より 池島 副学部長 兼 カリキュラム 委員長	11月 11日	教授会：「経営学部教授会決議方法について」(動議：北村實教授、田中健吾准教授)を反対意見のあるなか、強行採決する。 ※ 教授会欠席者は人事案件を含む各議事に委任による決議参加ができるという内容で、1年間試行し、2012年11月に再検討することから、特任推薦委員会を通過した後の原告の採用可否投票を標的にしていることが容易にわかる。	40	
	2012年 4月 ～ 2013年 3月	2012年 1月27日	臨時教授会：藤嶋肇准教授の担当科目を池島真策カリキュラム委員長ももつというカリキュラム委員会の決定に対し、藤嶋本人の了解を得ずに行っていることに危惧して、意見を述べるが極めて分が悪い。	41
	3月9日	教授会：昇任人事で北村實前学部長が欠席教員の代理投票を口頭で言い、井形浩治学部長がそれを受けて処理する。原告はこの決議方法は問題ありと発言するが、井形浩治学部長は1年試行するという。北村グループの学部だから何を言っても虚しいことが事実ではあるが。	42	
	4月6日	※ 合同教授会の新任式の直前、井形浩治学部長から「特任を辞退しているのでしょうか。特任教授が認められない教員もあるということですし、ゼミを担当していただくかどうかの手続きの件もあり、今から調整しないといけないので」と言われる。即座に否定するが、彼は、私が私の研究室で辞退すると言ったと引き下がらないので、そのような事は言うはずがないと念押しするが、どうも裏がある様子である。	43	
	4月6日	教授会：原告は「先ほど学部長から特任教授を辞退されるのではありませんと言われたが、現職教員の権利として特任教授を希望しています」と発言する。	44	
	5月11日	教授会前、国庫助成の先生から、藤澤先生(樋口克次助教が原告を人権委員会に名誉棄損で訴えた時の人権委員会委員長)が持ちコマを減らされて困り、教職のコマをまわしてくれと言われてお世話をしたことがあると。	45	
	5月11日	教授会終了後：カリキュラム委員より、これはマル秘事項だが、今朝のカリキュラム委員会で原告の特任をはずす動きがあるので要注意、教授会を休まないように、と言われる。	46	
	5月17日	カリキュラム委員より、前回のカリキュラム委員会(5月11日)で、北村實カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしており、北村流「ごまかし」がはじまるであろうとのこと。原告が3年間の授業ができるか、休講回数、教授会の出席回数(出席率)などを挙げており、彼らに体制を固められると、覆すのが難しい。原告の特任申請にあたっては、井形浩治学部長に、「執行部、よろしく」ということが大事かと思うという内容の連絡があった。	47	
	6月8日	教授会：カリキュラム委員より、原告の特任教員の件で今朝のカリキュラム委員会が何か仕掛けており、注意を促すメモを見せられるが、その内容が全く理解できない。	48	
	6月22日	教授会：北村實総務担当理事(前学部長・理事)が欠席した理事会議事録のテープを聞いて理解すると発言。経営学部教授会の議事録はテープで残すことを拒んできた本人の口からの発言には違和感を覚える。	49	
	6月22日	教授会：北村實理事が、特任教員採用の件では雇用責任は大学にはないという判決もあり、学部教授会が認めないケースではそのような事態が発生するという話を話す。彼はこの最近の教授会で学部の専決事項を繰返し強調している。	50	
	6月22日	教授会：教員審査3件のうち1件に欠席投票がある。票読みした女性教員が3番目と2番目の投票数に違いがあることを指摘して発覚する。教員がはじめて聞く事項であるにも関わらず、欠席した教員が何故知りえたのが疑問で、議論の情報も知らずに投票を認める行為は疑問と原告は声を荒げて主張するが、田中健吾准教授、黒田尚樹准教授にストップをかけられる。	51	
2012年 7月6日	教授会：原告の次の発言に北村實元学部長から非難の声があがる。 ① カリキュラム委員の選出はどのように行っているのか。 ② 学生へのサービスで好ましくないことをした教員は除外せよ。 ③ 経営学部教授会が公正かつ適切な意思決定機関であるとは思えない意思決定を過去にしているという事実を知ってもらいたい。 西口敏子教授は多数決で担当科目を取り上げられ、退職に追い込まれている。そのような事実を知り、その背景を理解することが教授会の適切な運営につながる。 ④ 井形学部長には、貴方にはそのような事実を集め、判断する立場にあると説明してきたでしょう。	52		
9月10日	教授会：北村實カリキュラム委員が原告に特任を希望されているのかどうかしらないけれどと発言、原告は貴方が原告の特任を望んでいないだけでしょと反論する。	53		
9月28日	教授会：学部執行部は、原告の特任教員採用は「人事に関する件」の議題として取り扱うべき内容であるにもかかわらず、「その他」の議題で取り扱う。	54		
10月4日	原告は、特任教員申請書類を井形浩治学部長のボックスに投函する	55		
10月 14日	井形浩治学部長から原告に「特任の件で会いたい」というメールが来る。 カリキュラム委員からアドバイスの連絡がくる。 原告の講義計画について北村實カリキュラム委員がクレームをつけるが、出席者は何も発言しない。 ◆ 「原告は1部科目を2部で教えている」、「外国語講義はバーバラさんと非常勤の先生の科目である」など ◆ 二宮正司教授の特任教員への採用と同じように扱ってくれ ◆ 原告の出したカリキュラムに何か不備がありますかと聞くこと、とアドバイスをくれる。	56 57		

◆ 大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

出典：原告の日記、教授会議事録、原告の録音記録、当事者へのヒアリングをもとに作成

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害 カリキュラム委員会の実態 ↓ 教授会の実態 ↓ ↓学部執行部の実態	検索 番号
	10月 15日	18時頃、井形浩治学部長が原告の研究室に来て、原告に特任申請を辞退せよという説得に終始する。 ◇ 前向きな話は全くなく、経営情報学部が改組したように原告担当の情報の科目は不要であり来期不開講でカリキュラム委員会は一致している。 ◇ 仮に投票になっても、3分の2の票を確保できますかと、原告に繰返し特任申請を辞退するよう迫る。	58
	2012年 10月 16日	井形浩治学部長は、徳永光俊学長、草薙信照副学長に、原告の特任申請には「書類の不備」があるとして、「書類の不備」がある場合は特任推薦委員会は受け取らないという言葉を引き出し、原告の特任申請はしないというメールを原告に送付する。原告は1週間後にこのメールを読むことになる。 ※ 2012年10月19日の草薙信照副学長と原告との会話、2014年8月8日の尋問における被告井形浩治、被告池島真策の調書を参照されたい。	59
	10月 19日	教授会：池島真策カリキュラム委員長は経営学科のカリキュラムには変更がないと発言するが、カリキュラム委員会の総意として原告担当の情報の科目は不要で来年は不開講にする。担当科目のない原告の特任教員は認められないと原告に辞退を迫った井形浩治学部長の説明とは異なると質問する。	60
	10月 19日	◆ 教授会終了後、山田文明学長補佐(経営学部)に経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 学部執行部は、意図的に原告の特任推薦委員会への特任申請書類の提出を拒んでいることが明白である。 ※ 今回、控訴理由に証拠として提出する「音声データ」と「反訳書」を参照されたい。	61
	10月 19日	◆ その後、草薙信照副学長(情報社会学部)に経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 学部執行部は原告に対して完全なパワハラをしていると発言。 ◇ 特任採用には特任推薦委員会、学部、理事会と3段階もあるのだから、井形浩治学部長には肅々とやったらどうですかと言ってあるのだがとのこと。 ※ 今回、控訴理由に証拠として提出する「音声データ」と「反訳書」を参照されたい。	62
	10月 23日	◆ 徳永光俊学長に草薙信照副学長同席のもとで、経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 特任推薦委員会に井形浩治学部長が原告の申請書類を出してくれないことには始まらない。学部専決事項のため、学長には対応できないとのこと。	63
	11月 16日	教授会：井形浩治学部長は原告の特任を認めない理由として「書類の不備」を挙げるが、原告および山田文明准教授、池野重男准教授らの質問、「書類の不備とは何か」には全く答えず、特任推薦委員会に原告を申請しないと拒み続ける。 ※ 甲第14号証(反訳書)、甲第15号証(音声データ)を参照のこと。	64
2010年 4月 ~ 2013年 3月	11月 29日	城達也特任推薦委員(人間科学部学部長)にお礼の挨拶に行く。 今日の中尾美喜夫教授の特任推薦委員会で井形浩治学部長に大分クレームをつけたが、そこまでしかできませんと話される。同席された教授も、そのやりとりは凄かったと話される。	65
井形浩治 池島真策 吉野忠男	11月 30日	教授会：現在、非常勤のマネージメント・ゲーム担当教員の人事を公募で進めることが二宮正司特任教授の意向で決まる。公募の形式をとっているが、実質、現在の非常勤講師を採用することを前提とした公募である。	66
	11月 30日	教授会：学部執行部による原告の特任拒否を知った演習Ⅲのゼミ生諸君が、原告の特任拒否を求める署名活動、ピラ配りをする動きをしており、原告が学内の規則にしたがう必要があると説明し、ゼミ生が無断で行動に走らないよう抑止していると、井形浩治学部長に報告する。	67
	12月7日	教授会：次期学部長に池島真策教授が決まる(池島真策 23票、井形浩治 8票、本田良己 8票)。	68
	12月 10日	演習Ⅲの講義：1月中に卒業研究をまとめ、就職活動にも自信をもって説明できるようにして、全員で1冊に纏め上げるという構想を説明、同意をとる。 ◇ 講義終了後、ゼミ生より報告と相談を受ける。 ・ ゼミ生の一人が吉野忠男学部長補佐に呼ばれ、「学部執行部が原告の特任拒否をしている」ということを誰から聞いたのかと質問され、原告の特任を認めないのは教授会の出席が非常によくないからという説明があったとのこと。 ・ 明日の昼食時間帯にゼミ生を集め、学部執行部が話すそうである。原告の特任拒否の件を聞かれても嘘をつくことなく話すようにという。	69
		学部執行部が演習Ⅱと演習Ⅲのゼミ生に今後のゼミ運営について、学部執行部の方針を説明、ゼミ生の質問を受ける。 ◇ 池島真策副学部長は原告の特任を認めないのは67歳定年のためと説明し、非常勤講師としてゼミ担当をお願いしたが拒まれたと説明する。 ※ 今回の控訴に際して、音声データと反訳書を提出するので、学部執行部の対応を理解されたい。	70

◆ 大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

出典：原告の日記、教授会議事録、原告の録音記録、当事者へのヒアリングをもとに作成

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害	検索 番号
		カリキュラム委員会の実態 ↓ 教授会の実態 ↓ ↓ 学部執行部の実態	
	12月13日	◆ 「学部執行部のパワハラ行為」を原告が人権委員会に訴えていた件で、人権委員会から呼び出しを受ける。 藤本高志人権委員長、宋仁守学生委員会委員長が面談、経営学部の江島由裕教務委員会委員長は欠席。 ◇ パワハラでもなく、原告の人権が損なわれているとは思われないので人権委員会では取り扱わない。 ◇ 「池島真策カリキュラム委員長は経営学科の科目には大きな変更はないと教授会で発言、他方、カリキュラム委員会では原告の担当科目は不要で来年度は不開講にするという、故意に担当科目をなくして、担当科目のない教員を特任教員に申請できないとする学部執行部の行為はパワハラに該当しないか」と質問すると、藤本人権委員長は沈黙。宋学生委員会委員長は、私らは経営学部の人間ではないから情報の科目の必要性はわからないと反論する。	71
	12月20日	◆ 情報バリューエンジニアリングなど、VEの講義時間帯に、「原告の特任を拒否する」学部執行部の経営行動の機能評価をケース・スタディする。 ※ 今回の控訴の証拠資料として、「社会倫理、道徳的規範に遵う学生の判断」を裁判所に訴求するためにケース・スタディの結果を提出する。	72
	2013年1月18日	教授会：池島カリキュラム委員長に質問する。 ◇ カリキュラム委員会の総意として、原告担当の情報科目の必要性は低く不要で2013年度は不開講にすると井形学部長が説明され、確かに、2013年度のカリキュラムには情報バリューエンジニアリングはリストから削除されているが、経営情報論と情報ネットワーク論ⅠとⅡがあるのは何故かと質問すると明快に答えない。 ◇ 情報バリューエンジニアリングでは受講生が130人ぐらいいるが不必要とする判断を聞くと、「人数ではない」と答える。しからばその理由は何と聞くと、「必要ではないから」と答え、その理由は話さない。	73
	2月15日	◆ 原告の1部科目の2部重複開講は学部執行部の指示とのメールが教務課の河本さんより送られてくる。「原告は一部の講義科目を二部の講義時間帯に重複開講している」というのが、学部執行部の特任拒否理由の1つであるが、河本さんの説明では、 ◇ この案件は当時の学部長から伝達され、一部・二部については何度も確認、それでいくのだと言われ、そのまま進めたことを記憶している。 ◇ 当然、原告にせよ、教務サイドにせよ、カリキュラム制度を逸脱するような開講形態、つまり、一部科目を二部に重複開講するといった開講形態を進めることはできない。 学部の意思であることを確認したことは間違いないのですが、といった内容のメールである。 これより、原告の特任拒否を目的とした学部執行部による組織的な悪意であることが理解される。 同様の悪意は2011年11月11日の教授会決議方法など、随所にみられることから、パワハラとみなさないならば、その根拠は明確に示されるべきである。	74
	3月11日	教授会の最後に定年退職の挨拶をする。 ◇ 裁判をすると初めて公表。一部の教員は原告の手を握り負けないでくれ、勝ってくれと何回も言ってくれる。 ◇ 3月4日の教授会では北村實総務担当理事は一言も発言しなかったという話が話題になる。その理由は ・ 樟蔭東学園の高橋努理事長(山林を担保に4億3000万円借入、それが国や県にばれ、学校側に莫大な損害を与えた)と北村實本人との係わり ・ 原告の裁判が理事会に波紋を投げかけていること。	75